明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令の一部を改正する省令（環境二五）　一
〔告　示〕
○農薬を登録した件（農林水産一五一一～一五一四）　二
○農薬を再登録した件（同一五一五）　三
○農薬の登録が失効した件（同一五一六）　八
〔官庁報告〕
官庁事項
海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画の変更の公表について（農林水産省）　九
〔公　告〕
諸事項
官庁
建設業の許可の取消処分関係　一二
裁判所
破産、免責、再生関係　一三
特殊法人等
土地家屋調査士名簿登録等、厚生年金基金解散・清算人就任・清算結了・清算人退任関係　一三
地方公共団体
行旅死亡人関係　一三
会社その他
会社決算公告　一三

省　令

○環境省令第二十五号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）を実施するため、土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年六月十二日

環境大臣　望月　義夫

土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令の一部を改正する省令

土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令（平成十四年環境省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「環境大臣が行う講習」の下に「（以下「更新講習」という。）」を、「環境大臣が行う講習を受け、様式第五による申請書に当該講習を修了した旨の証明書」の下に「（以下「修了証」という。）」を加え、「当該講習を修了した旨の証明書及び」を「修了証及び」に、「当該講習」を「更新講習」に改める。

第七条第二項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　更新講習を受けようとする者は、様式第五の二による申請書を環境大臣に提出しなければならない。

3　修了証の交付を受けた者は、修了証を破り、汚し、又は失ったときは、様式第五の三による申請書により、環境大臣に修了証の再交付を申請することができる。

第二十二条第一項中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四　更新講習を受けようとする者　一万三千五百円

五　修了証の再交付を受けようとする者　千二百五十円

第二十二条第二項中「第六条第一項、」の下に「第七条第二項及び第三項、」を加え、「及び第十六条」を「並びに第十六条」に改める。

様式第五の次に次の二様式を加える。

様式第五の二（第七条第二項関係）

更新講習受講申請書

収入印紙（消印してはならない）			
		第　　号	（　　年　　月　　日）
ふりがな 氏名			生年月日　　年　　月　　日生
技術管理者証の交付番号及び交付年月日			